

「建設工事における産業廃棄物の
処理に関する指導要綱」の解説

令和 3 年 4 月

大阪府・大阪市・堺市・豊中市・吹田市・高槻市・枚方市・八尾市・寝屋川市・東大阪市

はじめに

建設工事によって発生する建設廃棄物は、発生場所が一定せず短期間に多量に発生するにもかかわらず、注文者をはじめ多数の関係者がかかわる事情も重なり廃棄物の処理責任が曖昧になるため、これらが原因で不適正処理につながる事例が多く見受けられています。又、廃棄物埋立処分場の立地が困難であるため埋立処分場の逼迫が懸念されているにもかかわらず、建設廃棄物の埋立処分量における割合が高い状態にあります。

このため、府及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）所管市においては、平成 13 年度に「建設工事等における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」（以下「旧建設要綱」という。）及び「建設工事等における産業廃棄物に係る元請責任に関する指導指針」（以下「旧元請指針」という。）を制定し、建設廃棄物の適正処理、再生利用等の指導に努めてまいりました。

その結果、建設業者や関係者皆様方のご努力・協力により、不適正処理案件は一時をピークに毎年減少傾向を示すとともに、がれき類等の再生利用量が増加し、最終処分量が減少するなどの成果が得られました。

しかし、より一層の成果を得るためには、不適正処理の未然防止のための廃棄物処理情報の透明化、今後懸念される建設廃棄物の増加に対処するための更なる発生抑制・再生利用等への取組みが必要であることから、平成 19 年 3 月に改定した「大阪府廃棄物処理計画」（以下「処理計画」という。）において、それらを課題として取り上げております。また、旧建設要綱及び旧元請指針（以下「旧要綱等」という。）が施行された後に廃棄物処理法令が改正されたこと、並びに、建設リサイクル法及び大阪府循環型社会形成推進条例（以下「循環条例」という。）の制定・施行があったことから、これらの状況を踏まえ、平成 20 年 4 月に、旧要綱等を統合した新たな「建設工事等における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」を策定いたしました。

このような背景の下、平成 22 年 5 月に法が改正され、建設系廃棄物に関する処理責任の元請一元化の原則の確立等がなされたことから、平成 23 年 4 月に、これらを踏まえた改正を行い、「建設工事における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」といたしました。

その後、順次中核市への移行がなされたことを受け、所要の改正を行いました。

関係各位におかれましては本要綱の趣旨を十分ご理解をいただき、建設廃棄物の適正処理、再生利用、減量化等をより一層推進していただきますようお願いいたします。

目次

要綱本文P	1
1. 要綱の概要P	6
2. 要綱の解説P	6
第1条（趣旨）P	7
第2条（定義）P	8
第3条（元請業者の留意事項）P	10
第4条（多量排出事業者の留意事項）P	13
第5条（工事関係者の留意事項）P	20
○ 担当窓口P	29

建設工事における産業廃棄物の処理に関する指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)並びに建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に定めるもののほか、府の区域(政令第27条第1項に掲げる市の区域を除く。)における建設工事の施工に伴って生ずる産業廃棄物(以下「建設廃棄物」という。)の発生及び排出の抑制並びに再生利用等による減量その他その適正な処理の確保に資するため、元請業者、多量排出事業者及び工事関係者に対し知事が行う行政指導の内容となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、法、政令及び省令の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 土木建築に関する工事(建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む)をいう。
- (2) 元請業者 建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者(以下「注文者」という。)から直接建設工事を請け負った建設業(建設工事を請け負う営業(その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。)をいう。以下同じ。)を営む者をいう。
- (3) 多量排出事業者 建設工事の施工に伴って生ずる産業廃棄物を排出する事業者であって、法第12条第9項又は法第12条の2第10項に規定する多量排出事業者をいう。
- (4) 工事関係者 注文者、下請負人(建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者から当該建設工事の全部又は一部を請け負った建設業を営む者をいう。以下同じ。)及び処分業者(法第14条第6項又は第14条の4第6項の許可を受けている者であって、元請業者から建設廃棄物の処分を受託したものをいう。以下同じ。)をいう。
- (5) 再生利用 廃棄物から原材料等の有用物を得ること又は廃棄物から得られる有用物を利用すること(熱を得ることに利用することを含む。)をいう。
- (6) 再生材 再生利用により得られた建設資材をいう。

- (7) 最終処分 再生利用、埋立処分又は海洋投入処分をいう。
- (8) 中間処理 発生から最終処分の終了までの一連の処理の行程の中途において、減量化、減容化、安定化、無害化等を目的として行う処理をいう。
- (9) 電子マニフェストシステム 法第 12 条の 3 に規定する産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）に代えて、法第 2 条第 6 項に規定する電子情報処理組織を使用して産業廃棄物の収集運搬又は処分に関する情報を処理するシステムをいう。

（元請業者の留意事項）

第 3 条 知事は、元請業者が建設廃棄物の運搬又は処分を、法第 14 条第 12 項に規定する産業廃棄物収集運搬業者（省令第 8 条の 2 の 8 に規定する産業廃棄物の運搬を委託できる者を含む。）若しくは同項に規定する産業廃棄物処分業者（省令第 8 条の 3 に規定する産業廃棄物の処分を委託できる者を含む。）又は法第 14 条の 4 第 12 項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者（省令第 8 条の 14 に規定する特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者を含む。）若しくは同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者（省令第 8 条の 15 に規定する特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者を含む。）に委託する場合は、当該元請業者に対し、当該運搬又は処分についてそれぞれ別の書面（当該運搬又は処分を同一の者に委託する場合は、一の書面であっても差し支えない。）により契約を行い、当該運搬又は処分が終了したことを管理票又は電子マニフェストシステムによりそれぞれ確認した後、当該契約に基づく料金を受託者にそれぞれ直接支払うよう指導する。また、再委託を前提とする契約とせず、建設廃棄物を受託者に引き渡した後の再委託の申出については車両又は施設の故障等やむを得ないと認める場合を除き承諾しないよう指導する。

2 知事は、元請業者に対し、前項の委託をする場合において建設廃棄物の再生利用をするための処理を委託しようとするときは、産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者（以下この項において「産業廃棄物処分業者等」という。）であって再生利用ができるように処理するための施設を保有する者（以下「再生処理業者」という。）に直接委託するよう指導する。ただし、当該建設廃棄物が当該施設の受入条件に適合しないため直接委託できない場合で当該建設廃棄物を当該受入条件に適合させるための前処理を他の産業廃棄物処分業者等に委託するときは、この限りでない。

3 知事は、元請業者が建設工事の全部又は一部の施工を下請負人に請け負わせる場合は、当該元請業者に対し、建設廃棄物の発生及び排出の抑制並びに再生利用等による減量その他その適正な処理を容易に行うことができる工法等を当該下請負人に対し書面により指示するよう指導する。

(多量排出事業者の留意事項)

第4条 知事は、多量排出事業者に対し、次の事項に留意して建設工事を施工するよう指導する。

- (1) 建設廃棄物について、発生から最終処分の終了までの一連の処理の行程における発生及び排出の抑制並びに再生利用等による減量その他その適正な処理を確保する体制(下請負人の管理及び監督に係るものを含む。)の整備及び充実を図ること。
- (2) 関係法令の知識及び一定の実務経験を有する者の中から、大阪府循環型社会形成推進条例(平成15年大阪府条例第6号)第16条第1項の産業廃棄物管理責任者を選任し、作業所その他の事業場ごとに置き、その旨を当該事業場において周知した上で当該事業場において業務に従事する者の監督に当たらせること。
- (3) 建設廃棄物の発生及び排出の抑制並びに再生利用等による減量その他その適正な処理を容易に行うことを念頭に置き、建設工事の施工前の段階から建設資材の使用及び工法等を検討し、実施すること。
- (4) 建設工事の施工に当たり、大阪府循環型社会形成推進条例第12条の規定により認定された再生品等の再生材を使用すること。
- (5) 建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事(以下「対象建設工事」という。)に係る分別解体等に伴って生じた建設リサイクル法第2条第6項に規定する特定建設資材廃棄物(以下「特定建設資材廃棄物」という。)について、同法第16条の規定により適切に再資源化をするほか、再資源化等が義務付けられていない建設廃棄物についても、現場において分別等を実施することにより建設混合廃棄物(建設工事の施工に伴って生じた混合廃棄物(コンクリート廃材、木くず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、廃プラスチック類等が混合されたものをいう。)をいう。以下同じ。)の排出の抑制及び再生利用等による減量その他その適正な処理に努めること。
- (6) アスファルト・コンクリートの塊(以下「アスファルト・コンクリート塊」という。)は、コンクリートの塊(以下「コンクリート塊」という。)と分別し、アスファルト・コンクリート塊に付着しているアスファルトも含めて再生利用を行うこと。他人に委託する場合には、アスファルト・コンクリート再生骨材その他アスファルトを活用した再生材(以下「再生骨材等」という。)として再生利用することができる再生処理業者に委託すること。
- (7) 電子マニフェストシステムを採用すること等により、建設廃棄物の発生から最終処分の終了までの一連の処理の行程の管理の徹底及び透明化を図ること。

(工事関係者の留意事項)

第5条 知事は、注文者に対し、その注文した建設工事に係る建設廃棄物が適正に処理されなかったことが判明したときはその旨(建設リサイクル法第18条第2項の規定により申告した事項を除く。)を知事に報告するよう指導する。

2 前項に規定するもののほか、知事は、公共工事の注文者に対し、次の事項を適切に実施するよう指導する。

(1) 建設工事の計画及び設計の段階から、建設廃棄物の発生及び排出の抑制、再生利用等による減量その他その適正な処理並びに再生材の再生利用に資する工法及び建設資材の選定並びに建設廃棄物の処理方法等の検討を行うこと。また、建設資材として必要な規格等を提示するとともに、建設資材に占める再生材の割合を建設資材の分類ごとに把握し、再生材の再生利用の拡大に努めること。

(2) 次の事項について元請業者を指導すること。

ア 対象建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物について、建設リサイクル法第16条の規定により適切に再資源化をすること。

イ 建設汚泥、伐採木及び除根材並びに対象建設工事以外の建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物についても、原則として再生利用すること。

ウ 紙くず、金属くず、廃プラスチック類その他の再生利用が可能な建設廃棄物について、現場において分別等を実施することにより建設混合廃棄物の発生及び排出の抑制並びに再生利用等による減量その他その適正な処理を推進すること。

エ アスファルト・コンクリート塊はコンクリート塊と分別し、アスファルト・コンクリート塊に付着しているアスファルトも含めて再生利用すること。他人に委託する場合には、再生骨材等として再生利用することができる再生処理業者に委託すること。

(3) 建設廃棄物を現場において処理し、再生材として再生利用する場合は、知事が別に定める方法により適正に再生利用するよう元請業者を指導すること。

(4) 電子マニフェストシステムを採用する等により、建設廃棄物の発生から最終処分の終了までの一連の処理の行程の管理の徹底及び透明化を図るよう元請業者を指導すること。

(5) 建設工事を注文する際には、前各号の事項を施工条件として契約書等に明示するとともに、必要な費用を計上すること。

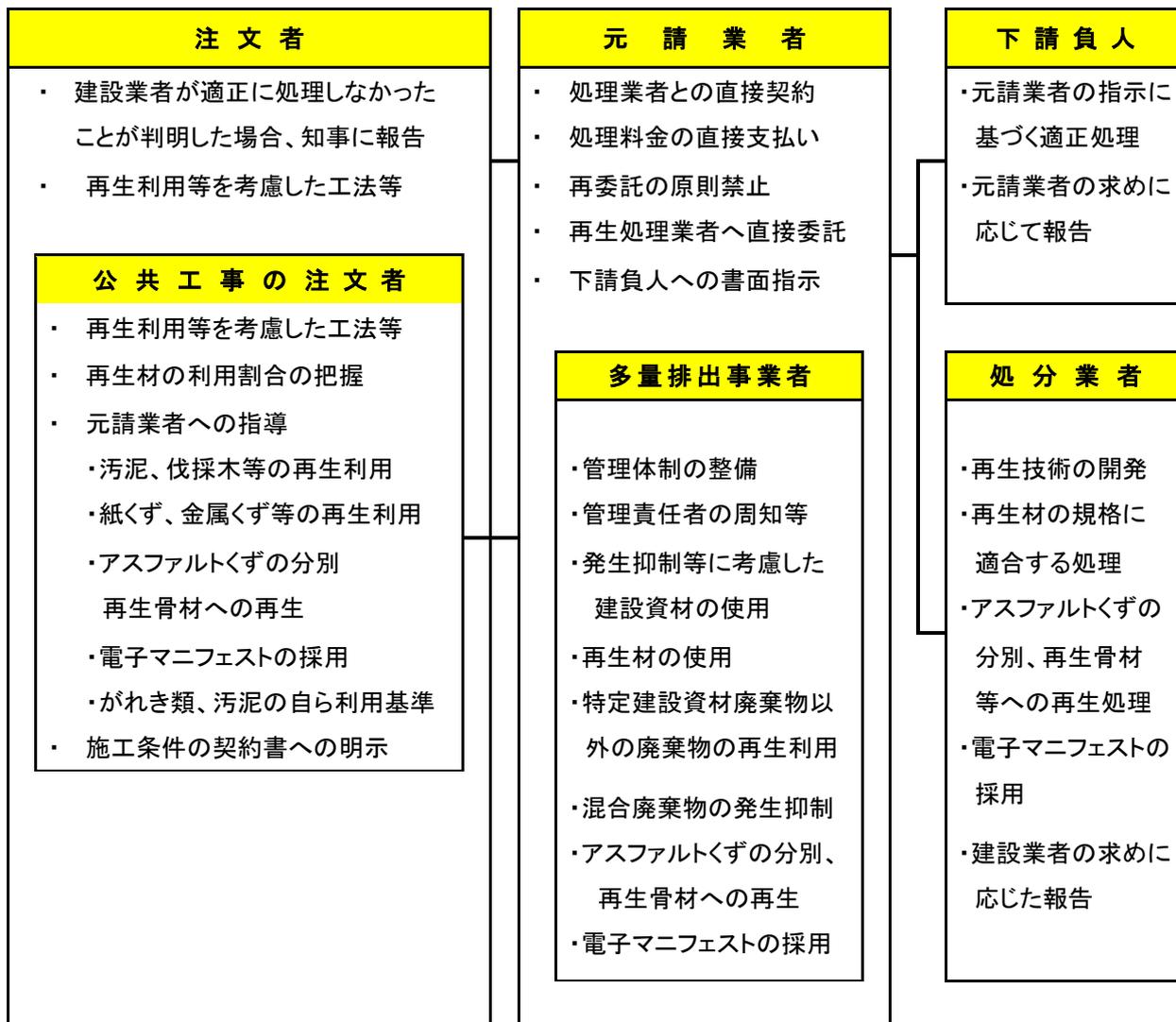
3 第1項に規定するもののほか、知事は、注文者(公共工事の注文者を除く。)に対し、建設工事の計画及び設計の段階から、建設廃棄物の発生及び排出の抑制、再生利用等による減量その他その適正な処理並びに再生材の再生利用に資する

工法及び建設資材の選定並びに建設廃棄物の処理方法等の検討を行い、当該検討した工法及び建設資材並びに建設廃棄物の処理方法等を施工条件として契約書等に明示するとともに、必要な費用を計上するよう指導する。

- 4 知事は、下請負人に対し、次の事項を適切に実施するよう指導する。
 - (1) 元請業者の指示に基づき、建設廃棄物の再生利用等による減量その他その適正な処理の確保に努めること。
 - (2) 元請業者の求めに応じて、建設廃棄物の処理の状況に関する報告を行うこと。
- 5 知事は、処分業者に対し、次の事項を適切に実施するよう指導する。
 - (1) 建設廃棄物の再生利用及び減量化を図るとともに、再生技術の開発に努めること。
 - (2) 再生材に係る日本産業規格、コンクリート副産物の再生利用に関する用途別暫定品質基準について(平成28年3月31日付け国官技第379号大臣官房技術調査課長通知)に定める規格及び第2項第1号の建設資材として必要な規格等に適合するように建設廃棄物の再生利用に努めること。
 - (3) アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊は区分して受け入れ、保管し、アスファルト・コンクリート塊に付着しているアスファルトの再生利用に努めること。
 - (4) 電子マニフェストシステムを採用する等により、当該建設廃棄物の排出事業者である元請業者と連携して、建設廃棄物の発生から最終処分の終了までの一連の処理の行程の管理の徹底及び透明化を図ること。
 - (5) 建設廃棄物の処理を委託した元請業者の求めに応じて、当該建設廃棄物の処理の状況に関する報告を行うこと。

1. 要綱の概要

要綱の指導対象と指導内容の概要は下図のとおりです。



2. 要綱の解説

要綱のそれぞれの条文を枠内に掲げ、その下に解説を記載しています。なお、大阪府（次の9市（以下「政令市」という。）の区域を除く区域を所管）、大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市及び東大阪市においては、それぞれ同じ内容の要綱を策定しておりますが、この解説では大阪府の要綱を代表して掲載しております。したがって、政令市の区域における建設工事については、各条文を必要に応じてそれぞれの市に対応する内容に読み替えてください。

（例）知事 → ○○市長、府の区域 → ○○市の区域

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)並びに建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)に定めるもののほか、府の区域(政令第27条第1項に掲げる市の区域を除く。)における建設工事の施工に伴って生ずる産業廃棄物(以下「建設廃棄物」という。)の発生及び排出の抑制並びに再生利用等による減量その他その適正な処理の確保に資するため、元請業者、多量排出事業者及び工事関係者に対し知事が行う行政指導の内容となる事項を定めるものとする。

[解説]

1. 目的

法では産業廃棄物の排出者責任の原則に基づき、排出事業者(建設廃棄物の排出者の場合は元請業者)が、産業廃棄物を処分する際に最終処分に至る過程全般にわたって適正に処理されるよう種々の規制を行うとともに、循環計画を定め、多量排出事業者制度等の事業者の自主的な取組みによる廃棄物の再生利用、減量化等を推進しております。

また、建設リサイクル法では循環型社会形成の基本理念に基づき、対象建設工事から排出される特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化を義務付け、建設リサイクル法実施指針を定めて、廃棄物の再生利用、減量化等を推進しております。

この要綱は、法及び建設リサイクル法の趣旨に沿って、今後とも増加すると予想される建設廃棄物について循環計画及び建設リサイクル法実施指針で定められた目標、方策を推進することを目的に、事業者の協力のもとに、元請業者、多量排出事業者及び工事関係者に対して知事が行う指導内容を明確にするために策定したものです。

2. 要綱の適用範囲

この要綱は府の区域で行われる建設工事に関して規定したものです。

なお、政令市の区域で行われる工事に関しては、それぞれの市の要綱が適用されます。

(定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、法、政令及び省令の定めるところによる。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む）をいう。
- (2) 元請業者 建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者（以下「注文者」という。）から直接建設工事を請け負った建設業（建設工事を請け負う営業（その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。以下同じ。）を営む者をいう。
- (3) 多量排出事業者 建設工事の施工に伴って生ずる産業廃棄物を排出する事業者であって、法第12条第9項又は法第12条の2第10項に規定する多量排出事業者をいう。
- (4) 工事関係者 注文者、下請負人（建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者から当該建設工事の全部又は一部を請け負った建設業を営む者をいう。以下同じ。）及び処分業者（法第14条第6項又は第14条の4第6項の許可を受けている者であって、元請業者から建設廃棄物の処分を受託したものをいう。以下同じ。）をいう。
- (5) 再生利用 廃棄物から原材料等の有用物を得ること又は廃棄物から得られる有用物を利用すること（熱を得ることに利用することを含む。）をいう。
- (6) 再生材 再生利用により得られた建設資材をいう。
- (7) 最終処分 再生利用、埋立処分又は海洋投入処分をいう。
- (8) 中間処理 発生から最終処分の終了までの一連の処理の行程の中途において、減量化、減容化、安定化、無害化等を目的として行う処理をいう。
- (9) 電子マニフェストシステム 法第12条の3に規定する産業廃棄物管理票（以下「管理票」という。）に代えて、法第2条第6項に規定する電子情報処理組織を使用して産業廃棄物の収集運搬又は処分に関する情報を処理するシステムをいう。

[解説]

1. 「建設工事」（第1号関係）

土木建築に関する工事であって、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築、又は除去を含む概念であり、解体工事も含まれます。また、民間、公共の別を問いません。

2. 「元請業者」(第2号関係)

建設工事(他の者から請け負ったものを除く。)の注文者から直接建設工事を請け負った建設業(建設工事を請け負う営業(その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営む者を含む。))を営む者をいい、法第21条の3第1項の「元請業者」と同じです。

3. 「多量排出事業者」(第3号関係)

大阪府の区域内における前年度の特別管理産業廃棄物を除く産業廃棄物の発生量が1,000トン以上、又は特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置している者をいいます。法第12条第9項又は法第12条の2第10項の「多量排出事業者」と同じです。

4. 「工事関係者」(第4号関係)

全ての建設業者が施工する建設工事であって建設廃棄物を生じるものに関する注文者、下請負人及び処分業者をいいます。

(1) 「注文者」とは建設工事の注文者をいいます。公共工事の場合は国、自治体等が該当し、民間工事では個人を含む施工主がこれにあたります。

なお、注文者から受けた工事の一部又は全部を他の建設業者に注文する場合は、注文者には該当しません。

(2) 「下請負人」とは、元請業者が行う建設工事の一部又は全ての施工を請負う建設業を営む者、及び、この者から順次工事を請け負う全ての建設業を営む者をいいます。

(3) 「処分業者」とは産業廃棄物または特別管理産業廃棄物の処分業の許可を取得している事業者であり、処分業の許可を取得してコンクリート塊等を破砕し、再生砕石等を製造しているような再生処理業者も該当します。

5. 「再生利用」(第5号関係)

廃棄物から原材料等の有用物を得ること又は処理して有用物にすることにより得られたものを有効に利用することをいいます。例えば、コンクリート塊を破砕、粒度調整して再生砕石等を作り建設資材に利用する事などが該当します。

なお、建設リサイクル法第2条第4項に規定する「再資源化」と同じです。

6. 「再生材」(第6号関係)

再生のための処理により得られた建設資材等をいい、再生処理業者がコンクリート塊等から製造する「再生路盤材」、「再生骨材」、「再生クラッシャーラン」や、建設発生木材から製造する「チップ」等が該当します。

7. 「最終処分」(第7号関係)

埋立処分、海洋投入処分又は再生をいいますが、施行令第6条第1項第5号の規定により、陸上処分が原則となっておりますので、実質的には、最終処分は埋立処分又は再生ということになります。

8. 「中間処理」(第8号関係)

減量化・減容化又は、安定化・無害化等を目的として行う再生目的以外の処理をいいます。 (例) 破砕、焼却、脱水、固化等

9. 「電子マニフェストシステム」(第9号関係)

管理票(紙マニフェスト)に代えて、情報処理センターと排出事業者、収集運搬業者、処分業者が通信ネットワークを使用して、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを管理する仕組みで、紙マニフェストに比べて、情報管理の透明性や合理化につながることで、偽造がしにくいことから不適正処理の防止につながることで多くの利点があります。

(元請業者の留意事項)

- 第3条** 知事は、元請業者が建設廃棄物の運搬又は処分を、法第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者(省令第8条の2の8に規定する産業廃棄物の運搬を委託できる者を含む。)若しくは同項に規定する産業廃棄物処分業者(省令第8条の3に規定する産業廃棄物の処分を委託できる者を含む。)又は法第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者(省令第8条の14に規定する特別管理産業廃棄物の運搬を委託できる者を含む。)若しくは同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者(省令第8条の15に規定する特別管理産業廃棄物の処分を委託できる者を含む。)に委託する場合は、当該元請業者に対し、当該運搬又は処分についてそれぞれ別の書面(当該運搬又は処分を同一の者に委託する場合は、一の書面であっても差し支えない。)により契約を行い、当該運搬又は処分が終了したことを管理票又は電子マニフェストシステムによりそれぞれ確認した後、当該契約に基づく料金を受託者にそれぞれ直接支払うよう指導する。また、再委託を前提とする契約とせず、建設廃棄物を受託者に引き渡した後の再委託の申出については車両又は施設の故障等やむを得ないと認める場合を除き承諾しないよう指導する。
- 2 知事は、元請業者に対し、前項の委託をする場合において建設廃棄物の再生利用をするための処理を委託しようとするときは、産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者(以下この項において「産業廃棄物処分業者

等」という。)であって再生利用ができるように処理するための施設を保有する者(以下「再生処理業者」という。)に直接委託するよう指導する。ただし、当該建設廃棄物が当該施設の受入条件に適合しないため直接委託できない場合で当該建設廃棄物を当該受入条件に適合させるための前処理を他の産業廃棄物処分業者等に委託するときは、この限りでない。

- 3 知事は、元請業者が建設工事の全部又は一部の施工を下請負人に請け負わせる場合は、当該元請業者に対し、建設廃棄物の発生及び排出の抑制並びに再生利用等による減量その他その適正な処理を容易に行うことができる工法等を当該下請負人に対し書面により指示するよう指導する。

〔解説〕

本条は、建設工事を注文者から直接請け負った者（元請業者）が、建設廃棄物の運搬・処分を処理業者に委託する場合や、他の建設業者等へ当該工事の全部又は一部の施工を請負わず場合（例えば解体工事等）に、取り組んでいただくべき事項を規定したものです。

1. 「運搬又は処分が終了したことを管理票又は電子マニフェストシステムによりそれぞれ確認」とは（第1項関係）

通常用いられる7枚綴りの紙マニフェストでは、運搬の完了確認はB2票で、中間処理の完了確認はD票で、最終処分の完了確認はE票で行います。

電子マニフェストを利用している場合でも、国土交通省の通知「産業廃棄物の処理の確認について」（平成17年9月12日）に基づき、以下の2つの方法のいずれかで行うこととなります。

(1) マニフェスト情報を収録した磁気媒体による確認

処理実績証明シールを貼付した磁気媒体（CD-R）と、収録した内容（マニフェスト情報）を記載した書面を添付

(2) 受渡確認票による確認

電子マニフェストシステム（JWNET）から産業廃棄物の処理実績（マニフェスト情報）として、受渡確認票を印刷する。

専ら物等においてはマニフェストの交付が不要となっていますので、それに代わる伝票等で処理、処分がなされたことを確認してください。

2. 元請業者がそれぞれ直接委託契約し、その契約に基づく料金を受託者にそれぞれ直接支払うことについて（第1項関係）

廃棄物の適正処理の根幹は適正な処理委託料金の支払いであり、法第12条第6項においても委託者が受託者に支払う料金を委託契約書の記載事項として定

めているところです。したがって、処理料金は、委託業務である収集運搬及び最終処分が完了したことを管理票又は電子マニフェストシステムによりそれぞれ確認した後において支払うことが基本です。

しかしながら、元請業者が表向きは法に基づき処分業者と廃棄物の処理契約を締結していても、それとは別に下請負人との間で廃棄物の処理も解体業務等に包含して下請契約を締結し、業務完了時に廃棄物処理も包含した解体業務全体の委託料金を下請負人に支払い、廃棄物処理料金の処分業者への支払いは、契約に関係なく、下請負人と処分業者間の関係において下請負人が支払っている例が多く見受けられ、法に基づく元請業者と処分業者の契約が形骸化し、排出事業者である元請業者の処理責任が果たせていない場合があります。

したがって、廃棄物の適正処理を推進するためには、元請業者が、法に基づく「本来の契約に基づく料金」をその委託業者に「直接」適正に支払うことが重要です。

3. 再委託の原則禁止（第1項関係）

再委託は処理責任の所在を不明確にし不適正処理を誘発する恐れがあることから、原則禁止されていますが、法のただし書きで、書面で了解を得た場合は再委託が認められています。しかし、これは、収集運搬業者の車両が故障し、自社のみでは運搬しきれない状況等が生じた場合や、処分業者の施設が故障し、受託した産業廃棄物を処分できない等、他人に委託せざるを得ない突発緊急的な事態が生じた場合に限られるとされています。

再委託されることを前提とした委託契約などはあってはなりません。したがって、委託業者から再委託の申し入れが所定の書面であった場合であっても、緊急時等の一部の例外を除いてこれを安易に認めるのではなく、時間的余裕があるのであれば、再委託申し入れ先の業者と直接委託契約を締結してください。

4. 建設廃棄物の再生利用を行うための処理を委託しようとするときは、再生処理業者に直接委託することについて（第2項関係）

建設廃棄物の再生利用のための再生処理の委託を行うにあたって、再生処理業者以外の中間処理業者に委託し、その中間処理業者において一次破碎等の中間処理をした処理後物を再生処理業者へ搬入する再生処理の委託を行うことは、再生処理業者の受入条件適合のため等の一部の例外を除き合理的ではなく、再生利用のための処理責任が徹底されないことも懸念されます。

したがって、建設廃棄物の再生利用のための処理は再生処理業者に直接委託するのが合理的で、処理責任も徹底されます。

なお、「リサイクル原則化ルール」（平成18年6月12日、国土交通省。抜粋

は P25 を参照) においても、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材について、経済性にかかわらず、工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出するとされています。(伐(採)木・除根材についても原則として再資源化施設へ搬出する。)

(備考)

大阪府内の処分業者、並びに、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、及び、建設発生木材の再生処理業者を大阪府のホームページ「産業廃棄物に関すること」で公表しております。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/gyousyameibo/>)

5. 下請負人への工法等の書面による指示 (第 3 項関係)

元請業者が排出事業者として、建設廃棄物の再生利用、減量化及び適正な処理を容易に行うことができる工法等を企画立案し、建設工事を実施するにあたって、その全部又は一部の施工を下請負人に請け負わせるときは、当該下請負人に工法等を書面により指示して行わせていただくよう規定しております。

なお、建設リサイクル法第 13 条第 1 項においても、下請契約に分別解体の方法等について記載することが義務付けられております。

(多量排出事業者の留意事項)

第 4 条 知事は、多量排出事業者に対し、次の事項に留意して建設工事を施工するよう指導する。

- (1) 建設廃棄物について、発生から最終処分の終了までの一連の処理の行程における発生及び排出の抑制並びに再生利用等による減量その他その適正な処理を確保する体制(下請負人の管理及び監督に係るものを含む。)の整備及び充実を図ること。
- (2) 関係法令の知識及び一定の実務経験を有する者の中から、大阪府循環型社会形成推進条例(平成 15 年大阪府条例第 6 号)第 16 条第 1 項の産業廃棄物管理責任者を選任し、作業所その他の事業場ごとに置き、その旨を当該事業場において周知した上で当該事業場において業務に従事する者の監督にあたらせること。
- (3) 建設廃棄物の発生及び排出の抑制並びに再生利用等による減量その他その適正な処理を容易に行うことを念頭に置き、建設工事の施工前の段階から建設資材の使用及び工法等を検討し、実施すること。
- (4) 建設工事の施工に当たり、大阪府循環型社会形成推進条例第 12 条の規定により認定された再生品等の再生材を使用すること。

- (5) 建設リサイクル法第9条第1項に規定する対象建設工事(以下「対象建設工事」という。)に係る分別解体等に伴って生じた建設リサイクル法第2条第6項に規定する特定建設資材廃棄物(以下「特定建設資材廃棄物」という。)について、同法第16条の規定により適切に再資源化をするほか、再資源化等が義務付けられていない建設廃棄物についても、現場において分別等を実施することにより建設混合廃棄物(建設工事の施工に伴って生じた混合廃棄物(コンクリート廃材、木くず、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、廃プラスチック類等が混合されたものをいう。)をいう。以下同じ。)の排出の抑制及び再生利用等による減量その他その適正な処理に努めること。
- (6) アスファルト・コンクリートの塊(以下「アスファルト・コンクリート塊」という。)は、コンクリートの塊(以下「コンクリート塊」という。)と分別し、アスファルト・コンクリート塊に付着しているアスファルトも含めて再生利用を行うこと。他人に委託する場合には、アスファルト・コンクリート再生骨材その他アスファルトを活用した再生材(以下「再生骨材等」という。)として再生利用することができる再生処理業者に委託すること。
- (7) 電子マニフェストシステムを採用すること等により、建設廃棄物の発生から最終処分の終了までの一連の処理の行程の管理の徹底及び透明化を図ること。

〔解説〕

本条では、多量排出事業者が建設工事を行う場合に、前条での一般の建設業者が元請として工事を行う場合の知事の指導事項に加えて、自主的に取り組んでいただくべき留意事項を規定しております。

なお、多量排出事業者以外の一般の建設業者におかれましても、多量排出事業者に対する指導事項に自主的に取り組んでいただくことは望ましいことです。

1. 管理体制の整備等（第1号関係）

ここでは、建設廃棄物の発生から最終処分に至るまでの、一連の過程を適正に管理するための手法として、社内における建設廃棄物の管理体制の整備を掲げています。社内の管理体制には下請負人の管理体制も含まれます。

建設工事については、建設廃棄物の発生が工事の種別、工法や工事の進行によっても絶えず変化するとともに、従事する現場担当者や関係会社（資材メーカー・解体業者等下請負人）が交代していくなどの特徴があります。

したがって建設廃棄物の適正かつ計画的な処理や再生利用等の減量化に係る対策を推進するためには、教育・啓発活動を定期的に行うことをルール化することや処理マニュアルを作成することなど廃棄物の管理規定類の整備・充実を図り、

社内の役割分担の明確化を図る必要があります。

(1) 社内管理体制の整備

- ① 本社・支店・作業所（現場）の組織を整備してください。
- ② 本社・支店・作業所（現場）の責務と役割を次表を参考に整備してください。

本社	<p>廃棄物対策の方針を定め統括指導を実施する。このため以下の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本方針の決定 ○ 管理組織の整備 ○ 管理規定・処理マニュアルの整備 ○ 教育・啓発 ○ 法令・行政庁の指導内容等の周知 ○ 各支店等の処理実績を全社的に把握
支店等	<p>支店（又は営業所。以下同じ。）は、廃棄物処理に関する支店の方針を定め、作業所の指導、下請負人の指導・育成及び処理委託等に関し以下の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支店の方針の決定 ○ 再生利用、減量化目標と行動計画の作成 ○ 作業所ごとの産業廃棄物管理責任者（「廃石綿等」等の特別管理産業廃棄物を排出する場合は特別管理産業廃棄物管理責任者）の発令 ○ 従業員、下請負人の教育、啓発 ○ 運搬業者、車両の調査、選定 ○ 処分業者、処分（再資源化）施設の調査、選定 ○ 最終処分場の現地調査、選定 ○ 委託基本契約の締結 ○ 作業所事務の支援、指導 ○ 統括管理する作業所（現場）の処理実績の取りまとめ集計（多量排出事業者処理計画実施状況報告等（法第 12 条第 10 項、第 12 条の 2 第 11 項）、マニフェスト交付等状況報告（法第 12 条の 3 第 7 項）、本社への報告及び行政への報告 ※
作業所	<p>作業所は、産業廃棄物管理責任者（「廃石綿等」等の特別管理産業廃棄物を排出する場合は特別管理産業廃棄物管理責任者）が管理体制の核となって、建設廃棄物の適正処理のため以下の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事ごとの廃棄物処理計画の作成 ○ 委託契約の締結 ○ マニフェストの交付・管理

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 処分業者の監督 ○ 処理状況の確認 ○ 処理実績の記録、支店への報告 ※ ○ 下請負人の監督・指導 ○ 処理実績の集計(マニフェスト交付等状況報告(法第12条の3第7項)、支店等への報告)
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※ 処理実績等記録すべき事項

廃棄物の種類、発生量、自社中間処理量、排出量（搬出量）、運搬業者名、運搬車両、（中間）委託処理量、（中間）委託先業者名、（中間）処分方法、（最終）処分場所、最終処分量、自社有効利用量、再生材の種類、購入再生材使用量

2. 産業廃棄物管理責任者の設置等（第2号関係）

(1) 趣旨

排出事業者の産業廃棄物に対する認識不足、産業廃棄物関係法令の理解不足などに起因して不適正処理や不法投棄が行われている事例があることから、建設業などの産業廃棄物が生じる事業場ごとに産業廃棄物管理責任者の設置に努め、当該管理責任者の指導・監督のもと排出事業者責任の確保を図ることを目的に循環条例第16条（政令市においてもそれぞれの条例）で規定されております。

循環条例の規定では産業廃棄物管理責任者の設置は努力義務となっておりますが、要綱において多量排出事業者は必ず産業廃棄物管理責任者を設置し、そのものの責任、権限を明確にするため、社内辞令等により任命し、社内外に周知していただくものです。

なお、特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置する事業者は、条例の規定とは別に法第12条の2第8項の規定に基づき所定の資格（省令第8条の17）を有する者の中から特別管理産業廃棄物管理責任者を選任する義務があります。

(2) 作業所その他の事業場

産業廃棄物管理責任者は事業活動に伴い産業廃棄物を発生する事業場ごとに選任します。建設業にあつては、建設工事、解体工事、改修工事を行う作業所等の事業場ごとに選任してください。

(3) 「その旨を当該事業場において周知した上で」とは

多量排出事業者それぞれの社内規定に基づく通常の人事発令等の手続きを行った上で、例えば、朝礼、打合せ、研修等の場において、事業場及び社内外の関係者に周知してください。

(4) 産業廃棄物管理責任者の業務

- ① 産業廃棄物管理責任者として次の業務が考えられます。
 - ・産業廃棄物の発生・排出抑制、再資源化、減量化、保管及び処理（委託処理を含む）に関する監督
 - ・産業廃棄物に関する業務に従事する者への関係法令などの指導・啓発
- ② 具体的な業務としては、前述の 1. (1) ②本社・支店・作業所（現場）の責務と役割の表の作業所欄に記載の項目を参照してください。

(5) 産業廃棄物管理責任者の資格

循環条例では産業廃棄物管理責任者の資格要件は規定していませんが、以下の事項に該当する者など、関係法令の知識及び一定の実務経験を有する者から選任するよう努めてください。なお、堺市の条例では資格要件が規定されています。

- ・特別管理産業廃棄物管理責任者（法第 12 条の 2 第 8 項）
- ・技術管理者（法第 21 条第 1 項）
- ・産業廃棄物の適正処理に関する職務に 2 年以上の経験を有する者
- ・府、市及び関係機関が開催する廃棄物関係法令の講習会を受講した者

3. 発生の抑制等を念頭においた建設資材の使用、工法等の検討（第 3 号関係）

発生する産業廃棄物の量の抑制と同時に再生利用等の減量化及び適正処理が容易となるような建設資材の使用、工法等を実施することが重要です。

こういう視点に立って、次に示す項目等について検討してください。

(1) 発生量の抑制手法

以下の点について計画、設計及び施工の各段階において検討を行い、メーカーや注文者と事前の調整をしておく必要があります。

- ① 工法の改善（例：掘削方法を湿式→乾式、現場加工→工場でのプレ加工・現場組立て）
- ② 包装材の簡素化（メーカーへの協力依頼）
- ③ 再利用（型枠等の長期使用）
- ④ 残材のリサイクル（包装材、断熱材、石膏ボード等のメーカー回収）
- ⑤ 特定建設資材廃棄物の再生利用（再生砕石、チップ化利用）

(2) 再生利用、減量化及び適正処理を容易にするための方法

発生する建設廃棄物について再生利用等の減量化・適正処理を実施するためには、当該廃棄物の種類や性状に応じた排出管理が必要となります。

- ① 自社での有効利用や再生業者への処理委託による再生処理を優先的に考える。
- ② 汚泥の脱水など中間処理による減量化を図る。

- ③ 種類に応じた最適な処分方法に適合した委託処理を行う。
- ④ そのために、分別保管、分別排出の徹底が要求され、発生段階から分離不可能な混合廃棄物を除いて分別が不十分なためによる混合廃棄物の発生を極力抑えることが重要です。次に具体的な分別の考え方を示します。

[分別の考え方]

- ア、特定建設資材廃棄物の分別（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）
- イ、その他の再生可能な廃棄物の分別（金属くず、紙くず、廃プラスチック類、ガラスくず等）
- ウ、一時期にまとめて発生する廃棄物の分別（瓦、タタミ等）
- エ、安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物の分別
- オ、中間処理、埋立処分に適合した廃棄物の分別
- カ、有害物質の分別（廃石綿等、石綿含有産業廃棄物、CCA 処理木材等）

4. 再生材の使用（第 4 号関係）

廃棄物の再生利用を推進するためには、再生のための処理により得られた再生材が利用されることが重要です。

大阪府では、循環条例第 12 条の規定に基づき、府内で発生した廃棄物（循環資源）を使用し、府内で製造された再生品で一定の基準を満たしたものを認定する「大阪府リサイクル製品認定制度」を平成 16 年度に創設し、再生舗装材、タイルブロックなど建築資材を含む再生品の認定を行っております。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigenjunkan/recycle-products/>

建設資材として必要な規格等に適合する再生材がある場合は、再生材を使用するよう留意してください。

5. 再生利用、減量及び適正処理（第 5 号関係）

平成 28 年 6 月に策定した大阪府循環型社会推進計画（以下、「循環計画」という。）では、工事現場における分別事例等を広く建設業者、発注者に情報提供し、建設混合廃棄物の発生抑制の取組みを促進するとともに、自社内再生利用に関する取組み事例及び再生利用を行う処理業者等に関する情報提供を行い、排出段階でのリサイクルの取組みを促進することとしています。

そこで、多量排出事業者の方々には、対象建設工事から排出される特定建設資材廃棄物を再生利用するほか、再生利用が義務付けられていないもの（対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物）についても漫然と取り組むのではなく、積極的に分別を行い、混合廃棄物の発生を抑制し、再生利用が推進されるよう取組みをお願いします。

6. アスファルト・コンクリート塊とコンクリート塊との分別、再生利用について（第6号関係）

アスファルト・コンクリート塊には重量比で約5%のアスファルトが含まれており、アスファルト・コンクリート塊を再生骨材等に再生利用すれば、付着しているアスファルト資源の活用にもつながります。しかし、コンクリート塊と混ぜて再生路盤材等に再生利用した場合は、アスファルト・コンクリート塊に含まれるアスファルト資源は有効に活用されません。

そのため、アスファルト・コンクリート塊に含まれるアスファルト資源が有効に活用されるよう、発生段階から処理に至る段階までコンクリート塊等と区分して、アスファルト・コンクリート再生骨材等に再生して利用してください。

また、再生処理を他人に委託する場合は、アスファルト・コンクリート塊を再生骨材等に再生している再生処理業者に委託するとともに、アスファルト・コンクリート塊は、コンクリート塊等と混ぜないで再生処理業者に搬入してください。

なお、再生骨材等に再生しているとは、アスファルトプラントを保有して再生アスファルト合材を製造していることだけをいうのではなく、例えば、アスファルト・コンクリート塊とコンクリート塊と区分して受け入れることができる産業廃棄物保管施設（許可品目はいずれも「がれき類」）を保有し、アスファルト・コンクリート塊とコンクリート塊とを別々に破砕等し、アスファルト・コンクリート塊からできた再生骨材等を、コンクリート塊を再生処理した再生路盤材等と区分して保管し、販売していることも含んでおります。

したがって、アスファルト・コンクリート塊の排出者が、これの再生処理を再生処理業者に処理委託する場合には、再生処理業者が再生骨材等の製品を再生路盤材等と区分して保管し、販売しているか現地確認するとともに、処理委託契約書に施行令第6条の2第4号ホの規定に基づき、最終処分（＝再生処理）の方法を記載するにあたって、再生品は例えば「アスファルト・コンクリート再生骨材」等として明記してください。

7. 廃棄物の処理の行程の管理（第7号関係）

管理票（マニフェスト）は産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に、産業廃棄物の引渡しのつど交付することにより廃棄物の処理の行程を管理し、廃棄物が最終処分されたことをこれにより確認することにより、廃棄物の排出者の処理責任を担保し、適正処理を推進するための制度となっており、これをより徹底する観点から、平成20年度からマニフェスト交付等状況報告制度が新たに加わりました。

国は、平成25年5月に閣議決定された第三次循環型社会形成基本計画におい

て、電子マニフェストの普及率（利用割合）を平成 28 年度において 50%に拡大することを目標に掲げ、平成 25 年 10 月に策定した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に基づき、普及啓発を進めています。

また、平成 29 年 6 月に法が改正され、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に電子マニフェストの使用が義務付けられました。（平成 32 年 4 月 1 日施行）

電子マニフェストは情報管理の透明性や合理化につながることで、偽造がしにくいことから不適正処理の防止につながることで、又、電子マニフェスト利用分は、前述の「マニフェスト交付等状況報告」を法第 13 条の 2 の規定に基づき指定を受けた情報処理センターが代わって報告するため、排出事業者からの報告が不要である等、排出事業者にとっても多くの利点があり、今後より一層の普及促進が求められています。

（工事関係者の留意事項）

第 5 条 知事は、注文者に対し、その注文した建設工事に係る建設廃棄物が適正に処理されなかったことが判明したときはその旨（建設リサイクル法第 18 条第 2 項の規定により申告した事項を除く。）を知事に報告するよう指導する。

2 前項に規定するもののほか、知事は、公共工事の注文者に対し、次の事項を適切に実施するよう指導する。

(1) 建設工事の計画及び設計の段階から、建設廃棄物の発生及び排出の抑制、再生利用等による減量その他その適正な処理並びに再生材の再生利用に資する工法及び建設資材の選定並びに建設廃棄物の処理方法等の検討を行うこと。また、建設資材として必要な規格等を提示するとともに、建設資材に占める再生材の割合を建設資材の分類ごとに把握し、再生材の再生利用の拡大に努めること。

(2) 次の事項について元請業者を指導すること。

ア 対象建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物について、建設リサイクル法第 16 条の規定により適切に再資源化をすること。

イ 建設汚泥、伐採木及び除根材並びに対象建設工事以外の建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物についても、原則として再生利用すること。

ウ 紙くず、金属くず、廃プラスチック類その他の再生利用が可能な建設廃棄物について、現場において分別等を実施することにより建設混合廃棄物の発生及び排出の抑制並びに再生利用等による減量その他その適正な処理を推進すること。

エ アスファルト・コンクリート塊はコンクリート塊と分別し、アスファルト・コンクリート塊に付着しているアスファルトも含めて再生利用すること。

と。他人に委託する場合には、再生骨材等として再生利用することができる再生処理業者に委託すること。

(3) 建設廃棄物を現場において処理し、再生材として再生利用する場合は、知事が別に定める方法により適正に再生利用するよう元請業者を指導すること。

(4) 電子マニフェストシステムを採用する等により、建設廃棄物の発生から最終処分の終了までの一連の処理の行程の管理の徹底及び透明化を図るよう元請業者を指導すること。

(5) 建設工事を注文する際には、前各号の事項を施工条件として契約書等に明示するとともに、必要な費用を計上すること。

3 第1項に規定するもののほか、知事は、注文者(公共工事の注文者を除く。)に対し、建設工事の計画及び設計の段階から、建設廃棄物の発生及び排出の抑制、再生利用等による減量その他その適正な処理並びに再生材の再生利用に資する工法及び建設資材の選定並びに建設廃棄物の処理方法等の検討を行い、当該検討した工法及び建設資材並びに建設廃棄物の処理方法等を施工条件として契約書等に明示するとともに、必要な費用を計上するよう指導する。

4 知事は、下請負人に対し、次の事項を適切に実施するよう指導する。

(1) 元請業者の指示に基づき、建設廃棄物の再生利用等による減量その他その適正な処理の確保に努めること。

(2) 元請業者の求めに応じて、建設廃棄物の処理の状況に関する報告を行うこと。

5 知事は、処分業者に対し、次の事項を適切に実施するよう指導する。

(1) 建設廃棄物の再生利用及び減量化を図るとともに、再生技術の開発に努めること。

(2) 再生材に係る日本産業規格、コンクリート副産物の再生利用に関する用途別暫定品質基準について(平成28年3月31日付け国官技第379号大臣官房技術調査課長通知)に定める規格及び第2項第1号の建設資材として必要な規格等に適合するように建設廃棄物の再生利用に努めること。

(3) アスファルト・コンクリート塊及びコンクリート塊は区分して受け入れ、保管し、アスファルト・コンクリート塊に付着しているアスファルトの再生利用に努めること。

(4) 電子マニフェストシステムを採用する等により、当該建設廃棄物の排出事業者である元請業者と連携して、建設廃棄物の発生から最終処分の終了までの一連の処理の行程の管理の徹底及び透明化を図ること。

(5) 建設廃棄物の処理を委託した元請業者の求めに応じて、当該建設廃棄物の処理の状況に関する報告を行うこと。

[解説]

建設工事の注文者、元請業者から工事の一部又は全部を請負った下請負人及び元請業者から建設廃棄物の処分の委託を受けた処分業者の役割を規定しております。

1. 注文者の留意事項（第1項関係）

対象建設工事の請負契約の当事者（注文者、元請業者等）は、建設リサイクル法第13条第1項の規定により、建設業法に定める事項のほか、再資源化をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用等を書面に記載し、署名押印して相互に交付しなければなりません。また、元請業者は、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したときは、同法第18条第1項の規定により、その旨を注文者に書面で報告しなければなりません。この報告を受けた注文者は、同条第2項の規定により、再資源化が適正に行われなかったと認めるときは、知事に対し、その旨を申告し、適正な措置をとるべきことを求めることができることになっております。

そこで、この条項は、これら建設リサイクル法の規定を踏まえて、対象建設工事から発生した特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物についても、処理が適正に行われなかったことが判明したときは、その旨を知事に報告していただくことをお願いしております。

2. 公共工事の注文者の留意事項（第2項関係）

(1)-1 工事の計画時に検討する内容

工事の計画・設計にあたっては、建設廃棄物の種類ごとに性状、発生量を予測し次の事項に留意した検討を行ってください。

- ① 建設廃棄物の発生抑制……工法、資材、型枠、包装材等の適切な選定、プレ施工 等
- ② 再生材の利用拡大……規格、使用条件の提示、再生資源利用促進率の把握
- ③ 建設廃棄物の再生利用……現場又は再生処理業者での再生処理及びその利用、ゼロエミッション化
再生処理者に委託する場合はその適合性
- ④ 建設廃棄物の減量……現場又は中間処理業者での減量化処理
中間処理業者に委託する場合はその適合性
- ⑤ 建設廃棄物の適正処理……建設廃棄物の種類や性状に応じた処理方法
処分業者に委託する場合はその適合性

(2)-2 再生材の利用拡大

対象建設工事から発生するコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材については、建設リサイクル法の規定に基づき再資源化が義務付けられておりますが、これら建設廃棄物からの再生材である再生クラッシャーラン、再生アスファルト、再生木材などが積極的に使用されなければ建設廃棄物の資源循環が成り立たず、最終処分量の削減につながりません。

このために、公共工事の注文者にあっては、建設資材の利用にあたって、資材としての再生材の規格や利用条件を明示するとともに、当該建設資材に占める再生材の割合（再生資源利用率）を把握し、この規格や利用条件に合致する再生材がある場合にはこれを必ず使用するなどの方法により、再生資源利用率を高め、適正な再生利用を推進する必要があります。

なお、再生資源利用率は、「再生資源利用計画書（実施書）－建設資材搬入工事用」により、特定建設資材のコンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、並びに、アスファルト混合物のほか、その他の建設資材である土砂、碎石、その他の再生資材ごとに把握してください。

(3)-1 再生処理業者の確認

対象建設工事を注文する場合、注文者は元請業者から建設リサイクル法第12条の規定に基づき再資源化施設の所在地等について説明を受けた上で、同法第13条に基づき元請業者が予定している再資源化する場所等を契約書等に記載して契約しなくてはなりませんので、注文者においても建設廃棄物の処理方法等の検討の一環として、再資源化する場所が廃棄物の種類、受入条件等に対して適切か、所要の品質が安定的に確保される施設であるかなどについて、計画・設計の段階から確認しておく必要があります。

なお、再資源化施設の所在地等が変更した場合は金額の変更の有無に関わらず契約変更等の手続きが必要になります。

また、元請業者の再生処理の委託先選定等に係わる事項として、要綱第3条第2項による再生処理業者への直接委託や、第4条第5号及び第5条第2項第2号による特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物の再生利用やアスファルト資源の活用につながる再生利用などの規定があり、公共工事注文者はこれらの事項についても配慮して再生処理業者の確認等を行うなどして、注文・契約をしてください。

大阪府内の建設廃棄物の再生処理業者は、大阪府のホームページ「産業廃棄物に関すること」→「産業廃棄物処理業者名簿」→「建設廃棄物処分業者名簿」でご覧いただけます。

→ (<http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/gyousyameibo/>)

(2) 元請業者への指導

建設リサイクル法の規定に基づき、対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物は再資源化が義務付けられていますが、その他の建設廃棄物に関しても「リサイクル原則化ルール」（平成18年6月12日、国土交通省。抜粋は下記参考を参照）でコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥に関して再資源化施設への搬出等を規定しており、府域で実施される公共工事から排出される建設廃棄物については国土交通省以外の公共工事においてもこのルールを準用して下記により再生利用を行うよう、注文に当たって、元請業者を指導してください。

① コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

- ・再生処理業者に搬出する。
- ・再生骨材等、再生路盤材などとして、工事注文者の一定の管理の下に再生し、利用する。

（※知事が別に定める方法により適正に実施する必要があります。次の(3)を参照。）

② 建設発生木材（伐採木・除根材を含む）

- ・原則として再生処理業者に搬出する。

③ 建設汚泥

工事現場から搬出する場合は、原則として以下のいずれかの方法をとる。

- ・建設汚泥処理土として再生利用するために、再生処理業者に搬出する。
- ・製品化（建設汚泥処理土以外の形で再生利用させる）するため、再生処理業者に搬出する。
- ・建設汚泥処理土として、工事注文者の一定の管理の下に再生し、利用する。

（※知事が別に定める方法により適正に実施する必要があります。次の(3)を参照。）

(参考)

平成 18 年 6 月 12 日

国 土 交 通 省

リサイクル原則化ルール（抜粋）

国土交通省の発注する建設工事において、以下の運用を行うこととする。
この場合、経済性にはかかわらず実施するものとする。

なお、以下の要件に該当しない建設工事においても可能な範囲で積極的に再生資源の利用および再資源化施設の活用を図ることとする。また、再資源化施設の活用に際しては、所要の品質が安定的に確保される施設を活用することとする。

(1)建設副産物の工事現場からの搬出

1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。

2) 建設発生木材（伐木・除根材を含む）の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。

3) 建設汚泥の工事現場からの搬出

建設工事に伴い発生した建設汚泥を工事現場からから搬出する場合は、原則として以下の①～③のいずれかの方法をとる。

- ① 建設汚泥処理土として再生利用させるため、他の建設工事現場に搬出する。（搬出元の工事現場または搬出先の工事現場にて所要の品質を満たす建設汚泥処理土への改良が可能な場合に限る。）
- ② 他の建設工事にて建設汚泥処理土として再生利用させるため、再資源化施設に搬出する。
- ③ 製品化させる（建設汚泥処理土以外の形で再生利用させる）ため、再資源化施設に搬出する。

また、廃プラスチック類、廃石膏ボード、ガラスくず及び陶磁器くず等の再生利用が可能な建設廃棄物についても、「大阪府建設リサイクル法実施指針」（平成 14 年 3 月策定、平成 24 年 3 月一部変更）において、できる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが望ましいとしていることから、公共工事において率先して現場において分別等を実施し、建設混合廃棄物の発生を抑制し、再生利用、減量化及び適正処理を推進することとしておりま

す。

(3) 現場内における処理と再生利用

再生クラッシャーラン、再生アスファルトなど建設廃棄物からの再生材を積極的に使用し、建設廃棄物の循環利用を拡大することが、最終処分量の削減につながります。

しかしながら、建設廃棄物を所定の加工処理することなく、単に現場等で埋立することは、廃棄物の不法投棄と見なされます。又、建設資材等の有用物に再生しても使用形態によって周辺的生活環境に支障を及ぼす場合は適切な再生利用とはいえません。

このために、現場内における処理と再生利用を計画するときは、公共工事の注文機関は、一定の管理の下に、資材としての再生材の規格や利用条件等を明示し、適正な再生利用を推進する必要があります。

大阪府においては、現在のところ、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設汚泥について、工事注文者の一定の管理の下に、現場内等で再生利用する際の利用条件を定めております（府のホームページ（「産業廃棄物に関すること」の「大阪府がれき類の自ら利用に関する指導指針」、「大阪府建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」を参照）。この規定に基づき現場内において処理し再生利用を行う場合は、公共工事注文者の管理、監督の下に適正に実施するよう元請業者を指導してください。

(4) 電子マニフェストシステム採用の指導

元請業者（排出事業者）が建設廃棄物の処理を処分業者等に委託した場合、通常紙マニフェストが交付されます。電子マニフェストは紙マニフェストに代わるもので、情報管理の透明性や合理化につながることで、紙マニフェストに比べて偽造がしにくいことから不適正処理の防止につながることで、又、電子マニフェスト利用分は、法第12条の3第7項のマニフェスト交付等状況報告を法に基づき指定を受けた情報処理センターが代わって知事（環境部局）に報告するため、元請業者から知事への報告が不要である等、元請業者にとっても多くの利点があり、国は、平成25年5月に閣議決定された第三次循環型社会形成基本計画において、電子マニフェストの普及率（利用割合）を平成28年度において50%に拡大することを目標に掲げ、平成25年10月に策定した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に基づき普及啓発を進めるとともに、平成32年4月から特別管理産業廃棄物多量排出事業者に電子マニフェストの利用を義務付けるよう平成29年6月に法を改正しました。

大阪府においては、当面、多量排出事業者と公共工事受注者を優先的な対象として電子マニフェストシステムの採用を指導することとしております。

については、公共工事の元請業者が電子マニフェストシステムを採用する等により、建設廃棄物の発生から最終処分に至る行程の情報管理の透明化や不適正処理の防止につながることから、公共工事注文者が率先して当該工事受注者に対し、電子マニフェストシステムを採用して廃棄物の透明性の高い排出管理を実施するよう指導することとします。

なお、元請業者が電子マニフェストシステムを採用した場合に、公共工事注文部局の監督職員が処理状況を確認する方法は、次の2つの方法があり、いずれでも実施することができます。(平成17年9月21日付け、国土交通省の建設コスト管理企画室長、公共事業調査室長、建設副産物企画官連名の同地方整備局企画部長あて通知を準用)

(参考) 平成17年9月21日付け通知の内容〔抜粋〕

産業廃棄物が適正に処理されているか否かの確認を監督職員が行う際には、当面の間、電子マニフェストの内容を確認することによっても対応可能とするよう、お願い致します。

① マニフェスト情報を収録した磁気媒体による確認

加入者(排出事業者)に対して電子マニフェスト情報を情報処理センターが抽出し磁気媒体(CD-R)に収録して提供したものを、電子マニフェスト利用証明(処理実績証明)として活用する方法。(磁気媒体には証明シールが貼付されており、データが改ざんできないよう工夫されています。)

② 受渡確認票による確認

加入者(排出事業者)は、電子マニフェストシステム(JWNET)から産業廃棄物の処理実績(マニフェスト情報)として、受渡確認票や一覧表にして印刷できるので、これの提出を求めて確認する方法

(5) 契約書等への特記事項の記載

対象建設工事の契約にあたっては建設リサイクル法第13条第1項の規定に基づき建設業法(昭和24年法律第100号)第19条第1項に定めるもののほか、再資源化等をするための施設の名称及び所在地及び再資源化等に要する費用等を書面に記載する義務がありますが、この規定に準じて、公共工事の注文にあたっては、契約書等への特記事項として下記の事項を書面に明示するとともに、注文仕様書等の図書に処理条件等を明示し、これらに必要な費用を計上してください。また、建設廃棄物の処理に要する費用は、建設工事費と区分して積算してください。

① 建設廃棄物の発生抑制、再生利用、減量化及び再生材の活用並びに適正処理を確保するための工法又は資材

- ② 対象建設工事から発生する特定建設資材廃棄物以外の建設廃棄物等の処理の方法、処分先等（再生処理業者等）
- ③ コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、又は、建設汚泥を自ら利用する場合は、知事が別に定める方法に関する事項
- ④ 電子マニフェストの採用及び廃棄物の処理を完了した時の報告方法

3. 建設工事の注文者の留意事項（第3項関係）

法第3条第2項の事業者の責務は製造業者の廃棄物に係る製造物責任に関する規定ですが、この要綱では建築物等に係る製造物責任と解釈し、計画、設計段階からの建設廃棄物の発生抑制等への留意と、その費用負担を規定しております。

(参考)

法第3条第2項（事業者の責務）

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量化に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

4. 下請負人の役割（第4項関係）

下請として建設工事を行う場合は、廃棄物処理に関して元請業者が指示する建設廃棄物の再生利用、減量化等の適正処理に協力してください。

具体的な協力とは、

- ・廃棄物の発生抑制を積極的に図ること。
- ・元請業者の廃棄物処理方針を理解し、分別方法等について作業員に周知徹底すること。

などの事項があります。

また、廃棄物の処理に関して、元請業者から報告を求められたときは必ず報告してください。

5. 処分業者の留意事項（第5項関係）

処分業者の方は元請業者に代わって建設廃棄物の処分（再生）をする重要な業務に携わっておられます。

特に、廃棄物の再生利用が減量化推進のキーポイントとなることから、建設廃

棄物を単に適正処理するだけでなく、廃棄物から有用な建設資材等の有用物を
得て、これらを利用するという循環システムを構築することが求められています。

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、木くずを破砕・再生する処
分業者等の再生施設が、このシステムの中核的な役割を果たす重要な拠点となり
ます。

こうしたことから、再生材の供給メーカーとしての意識をもって、良質な資材
を製造するために必要な品質管理を充実させていくことが重要となります。

その観点から、要綱では、処分（再生）業者の留意事項を次の 5 点について
規定しています。

- (1) 再生利用（再生材を得るための処理）及び減量化（焼却等）に努めること。
また、再生技術の開発に努めること。
- (2) 再生処理は、J I S 規格及び「コンクリート副産物の再生利用に関する用
途別暫定品質基準」（平成 28 年 3 月、国土交通省）の規格、並びに、国、府
等の公共機関が提示した再生材の規格に適合する処理に努めること。
- (3) アスファルト・コンクリート塊を、コンクリート塊の再生路盤材等への再
生利用と区分して再生骨材等に再生利用し、付着しているアスファルト資源
（重量比約 5 %）の再生利用に努めること。
- (4) 排出事業者の一次廃棄物及び処分業者の二次廃棄物の総合的な処理工程
の明確化を図るため、排出事業者や収集運搬業者及び最終処分先と一体となっ
て電子マニフェスト等の採用を図ること。
- (5) 受託した建設廃棄物について、建設業者から処理状況（処理量、処理方法、
処理残渣の処分量等）及び最終処分先の状況（施設の能力、許可状況等）につ
いて報告を求められた場合には、必要な情報を提供すること。

担 当 窓 口

○ 大阪市域の作業所(現場)を統括する支店等

大阪市 環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループ

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号 あべのルシアス 13 階

☎ 06-6630-3284

○ 堺市域の作業所(現場)を統括する支店等

堺市 環境局 環境保全部 環境対策課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 堺市役所高層館 4 階

☎ 072-228-7476(ダイヤルイン)

○ **豊中市域の作業所(現場)を統括する支店等**

豊中市 環境部 事業ごみ指導課

〒561-0891 豊中市走井2丁目5番5号 環境事業所 北館内1階

☎ 06-6858-3070

○ **吹田市域の作業所(現場)を統括する支店等**

吹田市 環境部 環境保全指導課 産業廃棄物指導グループ

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40 高層棟1階

☎ 06-6384-1799(直通)

○ **高槻市域の作業所(現場)を統括する支店等**

高槻市 市民生活環境部 資源循環推進課

〒569-0066 高槻市前島3丁目8番1号 エネルギーセンター内

☎ 072-669-1886

○ **枚方市域の作業所(現場)を統括する支店等**

枚方市 環境部 環境指導課

〒573-8666 枚方市田口5-1-1 穂谷川清掃工場内 管理棟1階

☎ 050-7102-6014

○ **八尾市域の作業所(現場)を統括する支店等**

八尾市 環境部 循環型社会推進課 産業廃棄物指導室

〒581-0017 八尾市高美町5-2-2 清掃庁舎

☎ 072-924-3772

○ **寝屋川市域の作業所(現場)を統括する支店等**

寝屋川市 環境部 環境保全課

〒572-0855 寝屋川市寝屋南1丁目2番1号 クリーンセンター5階

☎ 072-824-1021(直通)

○ **東大阪市域の作業所(現場)を統括する支店等**

東大阪市 環境部 産業廃棄物対策課

〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1番1号 東大阪市役所15階

☎ 06-4309-3207

○ **上記以外の大阪府域の作業所(現場)を統括する支店等**

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 咲洲(さきしま)庁舎21階

☎ 06-6941-0351(内線3824, 3825)、06-6210-9570(ダイヤルイン)

大阪府ホームページ <http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/houritu/index.html>